

第5次

境町行政改革大綱

平成 21 年

境 町

I はじめに

地方自治体を取り巻く状況は、景気の低迷による税収の落ち込みや地方交付税の削減等に伴う財政の悪化、急速な少子・高齢化の進行など、さらに厳しさを増してきています。

こうしたなか、住民のニーズの多様化、国際化、高度情報化の進展、さらに地方分権の進展など、地方自治体の責任はますます重くなり、住民にとって安心して住みやすいまちづくりの推進が求められています。

境町では、昭和63年に境町行政改革大綱を策定し、第4次境町行政改革大綱までの20年以上の期間にわたって行政改革の取り組みを継続して推進してきました。

こうした長年の積極的な改革を実施してきた結果、組織機構の簡素化、職員数の大幅な削減、事務事業の抜本的な見直しなどをはじめ行政のスリム化が図られてきました。

このように地方で行政改革を推進しているなか、国では、地方行革の更なる推進に向け新指針を平成18年8月に公表し、その柱を「総人件費改革」「公共サービス改革」「地方公会計改革」とし、自治体間の比較・評価を容易に行える情報開示のルール作成・住民監視の強化を掲げています。

このような情勢をさらに踏まえ、本町では真の住民自治の確立を目指して、住民と協働し、簡素でスリムな、かつ足腰の強い行財政運営を実現していく必要があります。

改革には終わり無く、試行錯誤を伴うものです。将来世代への過度の負担を残さない礎を築いていくためにも、新たな行政改革大綱を定め、平成22年度からも行政改革を継続してまいります。

II 行政改革大綱策定の基本方針

「超高齢化社会」の到来，三位一体の改革の推進，地方公共団体財政健全化法の施行など外部環境の変化に加え，社会資本整備に伴い発行した地方債の償還負担が高まるなど，地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。今後，こうした環境変化に対応していくためには，自治体の自主的・自立的な運営も強く求められているところです。

このようなことから新たな行政改革大綱を策定し，改革を継続的に取り組むこととします。

新たな第5次行政改革大綱の基本方針は次のとおりです。

第5次行政改革大綱の基本方針

1. 行政改革の継続
2. 効果的・効率的な改革への取り組み
3. 取り組みの経過と成果の公表

1 行政改革の継続

行政改革の個々の取り組み項目については，即急に対応すべき案件や中長期的に考えるべき案件もありますが，行政改革という大きな取り組みについては，継続が重要となります。本町では，これまで昭和63年の大綱策定から約20年間の行政改革を継続して推進してまいりました。

新たな第5次行政改革大綱の策定にあたって前大綱から継続が必要な項目については，中断することなく継続して取り組みます。

2 効果的・効率的な改革への取り組み

行政改革は，限られた人員・時間・経費の中で最大限の成果を達成することが重要です。

多くの改革に取り組んでも目標を見失い成果が得られない，改革の推進に多大な時間や経費を要するといった状況では，本来の行政改革の目指すものとは異なります。

行政改革は，実効性のある取り組みを中心に組み立て，進行管理等については，ITを活用して結果に基づく取り組みの見直しも検討し，効果的・効率的な取り組みを推進します。

3 取り組みの経過と成果の公表

行政改革の取り組みの経過や成果については、分かりやすい公表が重要となります。情報の公開、共有を進めることで協働による町政運営が推進されます。

平成17年度から取り組んでいる集中改革プランは、数値管理を行うことで分かりやすい公表をめざした構成となっておりました。第5次行政改革大綱に基づく具体的な取り組みにおいても極力、数値的な成果を表すことを目標とし、その成果を積極的に公表していきます。

Ⅲ 行政改革の進め方

1 推進期間

第5次行政改革大綱に基づく行政改革の推進期間は、平成22年度から26年度までの5年間とする。

また、本町の第4次総合計画（計画期間：平成15年度～平成24年度）の後期基本計画の期間と一部重なることから第4次行政改革大綱から引き続き、総合計画と行政改革の取り組みを効果的・効率的に連携させていくことを目指す。

2 推進体制

行政改革推進本部は行政改革大綱の効果的な推進を行うため、行政改革推進協議会の審議を経て、毎年、行政改革実施計画を作成して、実施状況を的確に把握していく。

また職員一人ひとりの意識や取り組みを重要視し、各所管課等を単位として整理し町全体の進捗状況や成果を取りまとめていく。

IV 行政改革の具体的な取り組み

1 重点事項の選定

第5次行政改革大綱の重点事項は、これまでの行政改革の取り組みを継続して進めていくことを基本に選定する。

2 重点事項の構成

第5次行政改革大綱の重点事項は、これまでの取り組みを継続して進めていく基本方針に基づき、第4次行政改革大綱と同様の構成とする。

1 事務事業の見直し

2 組織・機構等の見直し

3 人材の育成と定員及び給与の適正化

4 情報化の推進等による住民サービスの向上

5 公正の確保と透明性の向上

6 経費の節減合理化等財政の健全化

7 会館等公共施設の有効活用

8 広域行政の推進

V 行政改革推進のための重点事項

1 事務事業の見直し

(1) 事務事業の整理合理化

三位一体の改革による地方交付税や補助金の大幅な減額等による非常に厳しい財源の中で、新たな行政課題や地方分権の推進，社会経済情勢の変化に的確に対応していくため，行政の責任領域の見直しを行い，受益と負担の公平の原則に則り，緊急度の高いものを選別するとともに，事務事業の簡素・効率化に努め，整理合理化を推進する。

(2) 行政評価システムの活用

地方分権の進展等により行政需要が多様化するなかで，限られた行政資源の有効な利活用を図る手段として，行政評価システムの活用を推進する。

(3) 民間委託・指定管理者制度及び民営化の推進

行政運営の効率化を図るための民間委託については，適正な管理監督のもとに行政責任の確保，住民サービスの維持向上等に配慮しながら，現在の委託内容について見直しを行う。

また，PFI 事業，NPO 法人，シルバー人材センター等を活用した，指定管理者制度や民営化，さらには活力ある人材の活用等を推進する。

(4) 補助金等の整理合理化

補助金については，適正な運用を図るため，行政の責任分野，経費負担のあり方，費用対効果等を精査し，廃止，統合，削減等により整理合理化を図る。

(5) 町有財産等の適正管理

長期に利用見込みのない普通財産について，売却処分や貸付を行い，財産の有効活用を図る。

また，公共施設の建設に伴い町で借り上げている土地等については，社会経済情勢の変化に即応した適正な賃貸借料について，関係者との十分な話し合いにより，見直しの検討をする。

(6) 地域協働の推進

行政と地域の方々が，相互にお互いの不足を補い合い，ともに協力して，住みよいまちづくりのために種々の取り組みを推進する。

(7) 地球温暖化防止対策の推進

近年の地球規模での様々な環境問題が叫ばれるなか、特に地球温暖化が深刻化しており、省資源・省エネルギー型の行政運営や地球環境にやさしいまちづくりを推進する。

(8) イベント事業の見直し

各種イベント事業については、経費の削減等を含め内容の見直しを図る。

2 組織・機構等の見直し

(1) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織の構築

政策目標に基づき、効果的かつ効率的に事務・事業を処理し得る組織とする必要がある。

そのため、政策、施策、事務・事業のまとまりなどに対応した部局・課室編成を推進する。

(2) 各種審議会等の見直し

各種審議会等については、設置目的や活動の実態を勘案し、統廃合等の見直しを行い、その運営にあたっては、事務の簡素化、効率化を図り、住民の意向をより反映できるよう改善を図る。

また、男女共同参画社会の実現を図るため、「さかい男女共同参画プラン」に基づき、女性委員の割合を30%以上とするよう、登用について積極的に推進する。

3 人材の育成と定員及び給与の適正化

(1) 人材育成基本方針に基づく施策の展開

職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にした「人材育成基本方針」に基づき、方針に明記された事項について体系的に推進し、具体的成果に結びつく職員の能力向上を図るためのシステムを検討し、併せて人事管理、職場環境や事務の進行プロセスの改善等を行うことにより、総合的な人材の育成を推進する。

また、人材の育成にあたっては、コスト意識を持ち効果的な行政運営を展開できるなど、地方分権時代にふさわしい職員の能力開発に努める。

(2) 定員管理の適正化

計画期間内において、ポスト団塊世代を中心とした60人を超す職員が退職を迎えることを踏まえ、定員管理にあたっては、事務事業の見直し、組織機構の簡素合理化、民間委託、IT等情報化の積極的な推進をしながら、適正化に努める。

また、適正な定員管理を推進するため、定員適正化計画に数値目標を掲げ、定員状況及び数値目標を住民に理解しやすいような工夫を講じて公表する。

さらに、行政需要の変化に対応した定員管理を図るため、これまでの定員管理の実績及び定員モデルの状況を踏まえ、絶えず変化する社会経済情勢を的確に捉えながら、必要に応じて定員適正化計画の見直しを行う。

(3) 給与等の適正化

職員の給与等については、国・県に準じて制度改革を行ってきたが、今後も国・県及び近隣団体との均衡に留意し、給与制度の適正運用に努める。

4 情報化の推進等による住民サービスの向上

(1) 行政の情報化等の推進

高度情報化社会に対応した住民サービスの向上を基本に、インターネットによる行政情報提供機能の充実及び一層の利活用を図り、計画的な行政の情報化を推進する。

また、電算システムは、住民サービスの迅速かつ適切な提供と行政能率の向上を図るため、今後も情報化を積極的に推進し、効率的な運用に努める。

(2) 窓口業務の充実

住民の利便性の向上を図るため窓口対応、窓口開設時間の延長等について積極的に推進し、利用しやすい窓口業務体制を常に考え、「親切・丁寧・迅速」をモットーに適切な接遇の徹底を図り、住民サービスの向上に努める。

5 公正の確保と透明性の向上

(1) 情報公開の促進

行政の公正さと透明性を高め、住民と行政との信頼関係を確立するため、行財政情報を積極的に公開していく。

(2) パブリックコメント制度の活用

町が計画等を策定する過程において、住民から広く意見を求め、計画等に反映させ参画できるようなシステムを構築するために、パブリックコメント制度の活用により、住民参加による行政を推進する。

6 経費の節減合理化等財政の健全化

(1) 経費の節減合理化

最少の経費で最大の効果を挙げるという基本に立って、限られた財源を有効に使うため、経費全般についての徹底的な見直しにより節減合理化を図る。なお、今後さらに職員の経費節減に対する意識の高揚を図り、目標値以上の経費節減、並びに予算の厳正な執行に努める。

(2) 財政の健全化

町税や料金収入などを確保するにあたって、租税負担の公平の観点から、納税意識の高揚、収納向上対策の強化を図り、課税客体の的確な把握と適正な課税に努め、滞納額の縮減に努める。

国の作成基準に準拠し、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」を活用して公会計の整備を促進する。

また、行政サービスの提供にあたっては、行政の公平の観点から受益の程度に応じて適正な負担を利用者に求めることも重要であり、使用料及び手数料等の見直しなど受益者負担の適正化を図り自主財源の確保に努める。

さらに、限られた公有財産を有効に活用するため、今後の利用計画を精査し、効率的な運用や処分を行うなど、あらゆる収入確保の方策について積極的に取り組む。

(3) 公共事業のコスト縮減

限られた財源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるため、国の「公共事業コスト構造改革プログラム」を参考にするなど、公共工事コスト縮減を積極的に推進する。

(4) 地方公営企業の経営健全化

更なる経営健全化を推進するため、より一層計画性・透明性の高い企業経営に努める。

(5) 地方公社の経営健全化

経済環境の変化への対応、経営の効率化、地方公共団体の財政運営のより一層の健全化等の観点から地方公社の経営改善等に積極的に取り組む。

7 会館等公共施設の有効活用

公共施設の管理運営については、機能、役割、運営方法を多面的に調査検討するとともに、需要の多い利用目的への転用や既存施設の改修等に努め、住民の利用形態やニーズをもとに既存施設の有効活用を図る。また、公共施設間の連携等によるサービスの向上と運営の効率化に努める。

8 広域行政の推進

近隣市町の施設の相互利用・広域的利用等，公共施設の有効利用に努める。

また，茨城西南地方広域市町村圏事務組合やさしま環境管理事務組合等，境町が構成市町となる組織についても連携の強化を図る。